

道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について

平成26年8月11日付け警察庁丁交指発第140号、丁交企発第126号
警察庁交通局交通指導課長及び警察庁交通局交通企画課長から各
管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長、警視庁交通部長
及び各都道府県警察（方面）本部長あて

（概要）

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）が平成25年6月14日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第62号）により、改正法附則第1条第2号に掲げる規定が、平成26年9月1日から施行されることに伴い、このうち、環状交差点における交通方法に違反する行為に係る交通指導取締り上の留意事項等について通達するもの。